

鹿児島県日本型直接支払等に係る第三者委員会設置要領

(設 置)

第1条 日本型直接支払制度及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検及び評価等を行うため、「鹿児島県日本型直接支払等に係る第三者委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項に係る取組状況の点検及び評価等を毎年度審議し、必要に応じて市町村及び関係団体等に指導・助言を行う。

(1) 日本型直接支払制度

ア 多面的機能支払交付金

イ 中山間地域等直接支払交付金

(2) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

(組 織)

第2条 委員会は、6名で構成し、委員は知事が委嘱する。

2 委員は農業・農村に関して専門知識を有する大学教授又は研究者及び消費者代表等に委嘱するものとする。

(任 期)

第3条 委員の任期は原則として2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。

2 会議の議長には委員長が当たるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、鹿児島県農政部農村振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

2 「鹿児島県日本型直接支払に係る第三者委員会設置要領」及び「鹿児島県ふるさと保全委員会設置要綱」は廃止する。